

高齢者等住宅改修費補助金交付事業

- 対象者** 市内に居住し要介護認定又は要支援認定を受け、市民税非課税世帯の方
※ 介護保険での住宅改修費（20万円）を先にご利用いただきます。併せての利用も可能です。
- 対象工事** ①手すりの取付 ②床段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材変更 ④引き戸等への扉取替え ⑤洋式便器への便器取替え ⑥門、玄関の通行を円滑にするための改修 ⑦その他前各号の住宅改修に付帯して必要な工事
- 補助金額** 限度額 10万円（1,000円未満の端数は切り捨て）
・ 工事費をお支払い後に、ご本人へ補助金をお渡しします。
・ 補助金の額に関係なく、一人の対象者に対し1回限り補助金を受けることができます。

1 住宅改修の内容を検討

- ① ケアマネジャー等に相談し、身体状況に応じた効果的な改修内容を検討し「住宅改修が必要な理由書」を作成します。
- ② 住宅改修業者と打合せを行い、「見積書」「設計図（建物全体・改修部分）」「工事前の写真（日付入り）」を取寄せます。

2 補助金の申請

工事着工前に次の書類を豊明市長（長寿課）に提出してください。

- ① 高齢者等住宅改修費補助金交付申請書（様式第1号（第5条関係））
- ② 高齢者等住宅改修計画書（様式第2号（第5条関係））
※ 「工事見積書」欄は別紙（業者から取寄せたもの）でも可
- ③ 住宅改修が必要な理由書
- ④ 設計図（建物全体・改修部分）
- ⑤ 工事前の写真（日付入り）

※ 受付期間は4月1日から翌年2月末日までの間です。

※ 申請受付後、決定通知が届くまでは工事着工はできません。

3 審査・交付決定通知

申請内容を審査し、補助金の交付が決定された場合は、申請者あてに「高齢者等住宅改修費補助金交付決定通知書」を送付します。

※ 未記入の高齢者等住宅改修費実績報告書（様式第 6 号）、補助金等交付請求書も同封されます。「**5 実績報告・補助金請求**」で提出いただく書類ですので、工事完了まで大切に保管してください。

4 工事着工

「高齢者等住宅改修費補助金交付決定通知書」が届いたら工事を始めてください。

※ 3月31日までに工事を完了してください。

※ 改修計画に変更（見積額の変更を含む）が生じた場合は、事前に高齢者等住宅改修計画変更承認申請書（様式第 4 号）を豊明市長（長寿課）に提出してください。

5 実績報告・補助金請求

工事完了後 30 日以内に次の書類を豊明市長（長寿課）に提出してください。

① 高齢者等住宅改修費実績報告書（様式第 6 号）

② 補助金等交付請求書

※ 振込口座は、申請者ご本人名義の口座を記入してください。

③ 工事完了後の写真（日付入り）

④ 工事代金支払い確認書（領収書）の写し

※ 申請時の見積書の金額と一致していること。



6 完了検査・補助金の支払い

実績報告により完了検査を実施し、適当と認められた後に、指定口座へ補助金を振り込みます。